

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷三十二第

行發日一月一十年五十五正大

論叢

消費税の理想としての專賣

教授 法學博士

神戸 正雄

價格の一理論

九州帝國大學
教授 文學博士

高田 保馬

伊豫の百姓一揆

教授 經濟學士

黒正 巖

時論

再び我國の人口問題に就て

教授 法學博士

山本美越 乃

說苑

アダム・スミスの勞賃論

講師 經濟學士

森 耕二郎

妙心寺の寺領と領民の負擔

經濟學士

中川與之助

雜錄

近世の恐慌と其一般的普及性

高松高等商業學校
教授 經濟學士

小川福太郎

信州小布施の地割制度

教授 經濟學博士

本庄榮治郎

Vital Statistics に就きて

教授 法學博士

財部 靜治

英吉利海運の統計的研究

教授 經濟學博士

小島昌太郎

勞農露國の豫算

經濟學士

吉川 秀造

シムムペーターのシムモツラー觀

經濟學士

菊田 太郎

法令

郵便年金令・郵便年金特別會計規則・郵便年金規則・簡易保險規則中改正

價格の理論

高田 保馬

一 免償價值説

價格に關する私の立場は免償價值 (Von-Kosten-Befreiungswert) 或は Sparwert と云ひ表はすべきかと思ふ) によりて價格の(或る意味に於ける)因果的説明を試みる立場である。假に名づけ
て價格の免償價值説と云ふ。

此考方は限界効用説と密接なる聯絡を有するのみならずその構成に於て、限界効用説の内容を
借り之を前提となすこと、少しとしない。従ひてその中の一二の概念に就いて簡單なる説を加
へ、以て論を進むる上の準備としたい。

(一) 効用遞減の法則。人々の欲望はすべて限りあるものである。従ひて或る時期に於ける、特定
の欲望に就いて見れば、使用する財の最初の單位は之を充足せしむること最も多く單位の數を増
加せしむるにつれて欲望充足の程度は減少する。使用する財の數量の増加とそれによりて得らる
、欲望の充足との間に存する此一定の關係を稱して欲望充足の法則、又は欲望充足遞減の法則

(Sättigungsgesetz, Gesetz der Bedürfnissättigung) と云ふ。進みて云へば此法則はたゞに特定の欲望に就いてのみ認め得らるゝものではない、同一の財によりて充足せられ得べき數多の欲望を一括して見るもなほ認め得らるべきものである。米は單に食用にのみ供するとしても、又は食用以外家畜の飼料、菓子材料に用ふるとしても、其數量の増加につれて、人の欲望を充足せしむる程度は漸次に減少する。此關係そのものをやがて、効用遞減の法則として考ふる學者も多い。

財は欲望を充足せしむるが故に吾人によりて欲求せられる、財の欲求せらるゝ性質が効用に外ならぬ。使用する財の數量の増加に伴ひて、欲望充足の程度が減少するが故に、欲求せらるゝ性質即ち効用の大きさも亦、數量の増加に伴ひて減少する。第一位は極めて強く第二單位は之に次ぎて強く、進むにつれて益々弱く欲求せられる。此關係を稱して効用遞減の法則 (the law of the diminution of utility) と云ふ。

(二) 限界効用均等の法則。効用遞減の法則の作用あるが故に、ある財の單位の効用は使用し得る財の數量の増加に伴ひて小となる。使用しうる財の最終單位即ち効用の最も小なる單位を稱して限界單位又は限界増加分 (marginal dose, marginal increment) と云ひ、限界單位の効用を稱して限界効用 (marginal utility) と云ふ。今一の財が數多の用途を有する場合に於ては、各用途に於ける限界効用が均等であるやうに割當てられる。もしある用途に於ける限界効用が小なるときは之

をその大なる用途にうつす事が有利であり、此仕方を反覆すれば、結局それぞれの限界効用が相等しくなる外に道がない。これを稱して限界効用均等の法則と云ふ。今日の經濟組織にありては、貨幣によりて種々なる財が獲得せられる。従ひて貨幣は種々なる財の購買に振りむけられ、恰も雑多の用途を用する一財の如くに作用する。従ひて、その使用についても限界効用均等の法則が作用する。ある財の購買に振りむけられたる限界單位にして、他の財にむけられたるそれよりも、僅少なる効用をもたらすに過ぎざる時は自ら効用をもたらすこと多き他の用途に振りむけられる。結局、各財の購買にむけられたる貨幣の限界單位がもたらし得る財の効用は相均しきに至りて止む。

一經濟主體が數多の財を數多の用途にふり向くる場合にありては、各財の單位が相交換し得る、限り(又は相交換し得らるゝ、大きさを以て其財の單位として見る限り)、各種の財の限界効用は相等しかるべきものである。従ひてこの場合にも限界効用均等の法則の支配を認め得る。これらの場合を通じて財の十分なる可分性(財が効用の上に損失なくして分割し得らるゝ性質)を前提とすることは豫め注意を要する。可分性を缺ぐところには、此限界効用均等の法則の作用が妨げられる。若し限界効用の程度又は効用の限界程度の意味に限界効用の言葉を用ふるときには、此法則は成立し得ず。

免償價值が如何にして價格を決定するかを示すために極めて簡單なる例より出發する。それは貨幣經濟に於ける賣手一人買手一人の場合にして、而も賣買せらるゝ財は任意に再生産し得らるゝ種類のものである。

此種の財の供給者は一般に分業的生産者である。彼はその供給する財に就いては原則として何等の使用價值をも認めない。それが財に認むる價值は、此財の所有が彼にこれの獲得に要する代償を免除せしむると云ふ價值である。それは必ずしも過去に於ける生産費と合一するものに非ず現在に於ける再生産費によりて決定せられる。たゞ經濟が靜態である場合には、生産費と相合一する。賣手の側にありて、價格の構成に參加し之を左右し得る價值はこの免償價值に外ならぬ。何となれば彼にありて、その財の使用價值が考へられ得べくもない。彼は出来るだけ多くの利潤をあげんとすれどもそれは如何ともあれ、此免償價值に應ずるだけの對價は十分に要求し通し得ると考へる。

買手の例に於ては使用價值と免償價值との二が認め得られる。彼にとりての免償價值は自己にとりての再生産費によりて定まるか、自ら生産することが不可能であるならば、何等かの方法によりて之を獲得するための費用によりて定まる。分業の組織を有する貨幣經濟内部にありては第二のものによりて定まるのを原則とするこれは勿論明確緻密の計數の形に於て意識せられるので

はない、たゞ世間並みの相場、他から求め得られさうの價格として考へられる。市場がたゞ一つにして絶對に他から買入れ得ざる場合にありては此免償價值が相手の頑守すべしと信せられる價格によりて定めらるゝことになる。此點に就いて、別に述べたる一例をひく。

使用價值

免償價值

甲 (賣手)

零

貳圓

乙 (買手)

一〇〇圓

{參圓 (他より買ふ場合)
五〇圓 (自ら生産する場合)}

此場合價格の決定せらるゝ限界をかざるものは甲の免償價值貳圓と乙の免償價值參圓とである。然れども問題は次の點にある、乙の使用價值を百圓と見積るのは如何なる事情によるか。買手は其有する貨幣を種々なる用途に振りむける。而して出來得べくは各用途に於ける最終の單位によりて得らるゝ効用を相等しきものたらしめようとする。この點は限界効用均等の法則の當然の結論である今貨幣一單位を以て獲得せらるゝ財の限界効用の大きさを三とする、而して、今問題としてゐる財A一單位の乙にどりての効用が三〇〇でありとしよう、而も、彼は財Aのたゞ一單位を要するのみにして第二單位を必要としない。此場合にありては財Aの使用價值を壹〇〇圓なりと見積る。さて然らば、財Aに對して乙は百圓まで支拂ふことを辭せざるやと云ふに、その免償價值を參圓なりと見積る限り、決して參圓以上を支拂はうとしないのである、價格の上限を劃

するものは免償價值にして使用價值ではない。買手は必要である以上の價格を支拂ふことを絶對に拒絶するであらう。

私が免償價值こそは買手の支拂ふ上限をかざると云ふ理由はこれで明にせられたと思ふが、なほ説明を進めて見る。乙が財A一單位を以て満足せず、その多數の單位を需要する。第二十單位の限界効用がXであるとするればそれだけを買入れる場合の使用價值と免償價值とは相一致する、使用價值が限界効用によりて定まると認むる限りに於て。従ひて此場合、乙は參圓の價格に於て二十單位を需要するとして、價格の上限を劃するものが財の使用價值であるが如くに思はれよう。併しながら、事實は、上限をかざるものは飽まで免償價值にして、使用價值即ち限界効用をこれに適應せしめ、其結果として二十個と云ふ需要數量が決定せられたるまでである。一定の價格に於て需要せられる數量は効用、従つて限界効用によりて定まらう、どこまでを支拂ふかと云ふ買手の腰を定めるものは、常に免償價值である。免償價值が決定しなければ限界のいづこであるか又限界効用の幾何であるかすら定まらない免償價值が定まれば限界がそこにかざられ限界効用も見定められる。

今までは買人と賣人を共にたゞ一人づゝの場合を想定したのであるが、これは普通の賣買に認められる事實ではない。一般には賣手も多數の而も獨立なる意志を有する經濟主體の一團より成

り、買手もまた、然り。而して二者の意志の相交渉する所に価格は決定せられる。

財が十分に可分的なる以上、一方買手に就いて云へば各自免償價値の程度に應じて一定の數量を需要する、例へば財Aをば免償價値(從ひて何圓までならば拂ふと云ふ價値)拾圓ならば九圓ならば八圓ならばと云ふ風に買手の他の人々に就いてもこれと趣を同じうする事柄が認められる。買手の一團に就いて見れば、これらがすべて集合して、一團としての買手の需要する數量が決定せられることになる。賣手に就いてもまた同様なることが認められ得る。即ち其中の一人甲が見積るところの免償價値に於て供給し得る一定數量を有する、乙も丙も丁も亦然り、それらが集合して、賣手の一團がそれぞれの免償價値に對應する供給數量を有するわけとなる。

免償價値(圓)	買手					賣手					
	甲	乙	丙	丁	計	甲	乙	丙	丁	戊	計
三	0	0	0	1	1	3	4	2	3	1	15
三	0	0	1	1	2	3	4	3	3	1	15
二	0	1	1	1	3	3	4	3	3	1	15
一	1	1	1	1	4	3	4	3	3	1	15
0	1	1	1	1	4	3	4	3	3	1	15
九	2	2	2	2	8	3	4	3	3	1	15
八	3	3	3	3	12	3	4	3	3	1	15
七	4	3	3	3	13	3	4	3	3	1	15

六 五 五 五 六 一〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一定の交通範圍の賣手買手の規則的なる、賣買のための集團を市場と云ふ。同質の財は同一の市場に於てたゞ一の價格を有するのみ。之を稱して無關心の法則又は一財一價の法則 (The Law of indifference) と云ふ。今問題となせる例に就いて見るに、若し價格が拾圓に定まらんとすれば五單位の賣残りを生ずべく、茲に於て賣手中の乙丙丁等は九圓にて賣らむと申出で其結果價格は九圓に定まるであらう。價格が八圓に定まらんとすれば、八單位の買残りがあり、其中には九圓にて買はむと申出でるものがあり其結果價格は九圓に定まるであらう。此際一單位にても拾圓にて買ふ人もなかるべく、又一單位にても八圓にて賣らむと云ふ人もなからう、それは出来る丈安く買ひ、出来るだけ高く賣らむと雙方の人々が努力するが故である。かくて價格は需要と供給との相均衡する點に定まると共にAと云ふ一財は此市場に於て此場合九圓と云ふ單一の價格を有する。

賣手の供給數量が免償價值によりて決定せらるゝことに就いては異論がないと信ずる。たゞ買手の需要數量に就いては考慮を要する點がある。今問題としてある所の財、即ち十分に可分なる財にありては、前に述べたるが如く、免償價值の大きさで使價價值即ち限界効用の大きさは相一致する、それで免償價值を考慮に入れずして、たゞ限界効用のみを、考へてもさきの需要數量が出

て來るではないか。これが問題となる點である。

第一、私共は意外に高い、又は高過ぎる時には市場より退いて買手となることを止める。それはこれ丈ならば買ひ得べしと見積れる免償價值と餘りに距離あることを意味する。私共が使用價值によりて買入れむとする數量を定めるのも、此免償價值の大きさによりて買入るゝことを決意したる上のことである。従ひて單に使用價值のみによりて需要數量が決定せられるのではない。第二、免償價值を考へずして其財の限界効用(使用價值)を考ふることは不可能である。限界のいづこであるかを決定するものは免償價值そのものである、免償價值が何圓なりと考へたればこそ何れ單位の効用が限界効用であるかを認め、需要せらるゝ數量が決定せられる。免償價值が全然意識に上ることなしとすれば、何れの單位の効用によりて需要數量を決定すべきか、全然定むべからざる事とならう。第三、進みて考ふべきことはA財の需要數量はたゞにA財の免償價值を考へざれば定まらざるのみならず他のすべての財の免償價值を考へざれば定まり得ざる點である。他の財の免償價值を考へず、たゞその効用曲線即ち各財の効用が數量の函數として變化しゆく姿のみを考へても、壹圓の貨幣單位によりて獲得せらるべき使用價值の大きさは分らない、従ひてA財をば一定の價格に於てどれだけ需要すべきやも全く定まらぬ。假にすべての財の効用曲線を知悉するとしてもA財の需要については何事をも知ることは出來まい。此點からしても免償價值が需

要數量の決定の根柢となる(3)。第四。使用價值にあらすして免償價值が買手の態度を決定する事の最も明白なる場合は財の十分に可分的ならざる場合である。此場合にありては財の十分に可能的なる場合の如く使用價值の大きさと免償價值の大きさが相合一することがない。多くの場合使用價值は免償價值よりも大なるを常とする(また然らざれば購買の要求は生じない)。例へばピアノは一臺にて足り、第二臺目を買ふ所は置くに所なくして却つて不利を感ずる。ピアノの使用價值は貳千圓を以て見積られ得るが五百圓を以つて入手し得られる見込であれば免償價值は五百圓を越ぬ。而して、買手の態度を定めるものは貳千圓に非ずして五百圓である、それまでならば買はむと云ふ。此事は財の十分に過分的ならざる場合のみならず、需要額の略固定したる財についても認められ得ると思ふ。

今までは任意に再生産し得べき財に就いて述べたのであるが轉じて再生産し得べからざる財に就いて考へる。此種の財にありては、免償價值と云ふものが考へにくいやうに見える。生産費説がたゞ任意に再生産し得べき財についてのみ立てられたるが如く、免償價值を中心とする説明も同一の制限範圍に止まらなければならぬ様に見える。併しながら事實はそうではない。再生産し得べからざる財にありて賣手の腰を定めるものはやはりその財を手放するによりて身にふりかゝる代償の大きさだけである。財Aが一たび之を手放すとも、大きさだけの代償によりて再び容易に獲

得せられるならば、彼はAの買手に對して だけの代償を最抵の要求として要求するであらう。若し此財Aが別に之を再び獲得するに道なきものであるならば、彼は使用價值に於て少くも之と相等しき代償を得なければ、之を手放し得ざる道理である。此際Aの所有が彼にAだけの代償を免れしめて居ることになる。従ひて、此再生産の不可能なる財に就いて考へても、賣手の態度を定めるものは免償價值であると云ひ得る。彼が此財Aを所有することによりて免れてゐるだけの價值、彼が若し此財を有せざりしならば現在と同一なる使用價值を有しうる爲に拂ふべき代償だけの價值、これが彼の腰をきめさしてゐる。此點から云へば、再生産しうべき財と再生産し得べからざる財との間に何等原則上の差異はない譯である。

二、價格勞銀說

從來財はその價格との價格との關係に於て久しく三分せられてきた。其一は任意に其數量を増加し得べからざる財である。古書畫古名器、土地(ある意味に於ける)などは之に屬する。其の二は、漸次に生産費を増加するにあらざれば數量を増加し得べからざる財である、多くの農産物(更に廣く云へば殆どすべての原始産業の生産物)は之に屬する。其三は生産費を増加せしめずして任意に數量を増加し得べき財である。工業の生産物は殆どみな之に屬すると信せられてゐる。

る。この中第三のものは其價格が終局に於て最低生産費に落ちつかむとする傾向を有し、第二のものにありては、それが最高の生産費に落ちつかむとする。而して第一のもの、みは、其價格の落ちつく所、生産費と何等の交渉を有しない。

勿論此三分の方法は考察の目的如何によりては十分の意義を有する。然れども若し靜的價格を考察せんとするときには任意に生産し得べき財と然らざる財即ち稀少財との二分法にて事足ると思ふ。私は今、價格の落ちつき所に落ち付きたる姿即ち靜的價格を考察したいと思ふ故にやはり此二分法をとるたゞ今考察の範圍を専ら任意に生産せらるゝ財のみに限りたいと思ふ。稀少財即ち絶對的に稀少なる財に就いては其考察を後に譲ることにする。

さて、私は價格が免償價值によりて決定せらるゝ事を説いた。此命題の結論として、價格と生産費との間に如何なる關係を認むべきものであるか。

第一。賣手の免償價值は何によりて定まるか云ふに、前に述べたるが如く、財(例へばA)の生産費によると云ふ外はない。彼は勿論これよりも高き價格を要求するであらう、併しながら彼が結局要求せらざるを得ざる極限は此免償價值の大きさだけである。之に對して買手の免償價值を決するものは何であるか。買手の免償價值は勿論其達し得る最高限度を使用價值によりて劃せられるが免償價值そのものゝ大きさを決定するものは今日の貨幣經濟的組織にありては、賣手の要求

である。即ち買手の見積る免償價值は勿論過去の價格によりて大體の輪廓を定めらるゝとは云へ、精確に之を決定するものは賣手の要求であり延いては賣手の免償價值なりと云はなければならぬ。大體上買手の免償價值は賣手の免償價值の反映である。成程此反映の仕方には或度の誤差も屈曲もあるであらう、併し前者の究極に根ざす所は後者にある。私は此聯絡から考へて價格を根本に於て動かすものは供給の例即ち賣手の側にあり、その免償價值の側の變動が大體に於て價格の變動の大勢を支配するものであると見る。勿論これは所謂條件の變動のあまりに存せざる、云はゞ靜態的事情についてのみ云はるべきものである。條件の變動の顯著なる場合には事態か自ら別である。

私は此漠然たる主張を更に精確なる叙述を以て補ひたいと思ふ。所謂停止靜態を考へよ。自由競争は十分に行はれて居る。而して各供給者即ち企業者は自己の現在の組織を出來得る丈擴張して所謂組織による節約の法則を十分に作用せしめてゐる。たゞ各自の組織そのものは相等しからず、従ひて、それらの生産費には差等があり、市場に供給せらるゝ財の中それら供給者を異にすれば免償價值を異にし、其結果供給價格を異にするであらう。併しながら、賣手相互間の自由競争の結果として、各自の見積る免償價值従ひて供給價格はそれらの生産費と相等しきに至る、なるべく安く提供せざれば賣殘る外なきが故である。買手もまた前述の如く、その見積る所

の免償價值に應じて各自一定の數量と需要する。需給の數量相應するところに價格が決定せられる前に述べたる種々の條件の變動なき限り、此價格より高き供給價格に於て供給する賣手、それよりも低き需要價格に於て需要する買手は全然市場に跡を絶つ。かくて停止靜態の存續する限り、價格は市場の供給者の申出る供給價格の中最高なる點に落ちつく而してこれ正に其供給者の免償價值従ひて生産費に當る。所謂最高生産費が價格を決定すと云ふことになる。

此の如く考へて來れば、其社會に於ける需要を見だすだけの供給をなすに必要な最高生産費によりて價格が決定せられると云ふ事になる。而して此點に關しては、農業の生産物たる工業の生産物たるを問ふ所はない。即ち生産費を増加せしめざれば任意に増加し得ざる財であるとも又は生産費を増加することなくして任意に増加し得らるゝ財であるとも、等しく最高生産費に於て其價格が決定せられる。停止靜態的價格を考察の中心とする限り、任意に増加し得られざる稀少財と任意に増加し得らるゝ財との二區分を以つて足ると云ふは此事情によるのである。

然らば此最高の生産費が何を含むか、問題となる。第一に勞銀、第二に消耗せられたる資本財の價格の二者の含まるゝ事は明白である。假に何等獨占的關係の存せざる、自由競争的關係のみ支配するものとして論を進める。所謂今日の企業家的見地より見たる生産費が此外に地代利子及び相當の利潤を含むことは明なる事實である。然れども、價格を決定する所の最高生産費と云ふ

場合にそれは果してこれらのものを含み得るか。答へて云ふ然らず。

第一。此最高生産費は利子を含むや。賣手同志の競争にありて、各自が其生産物を賣殘さる爲めには、勿論其提供し得る限りの最低なる生産費に於て提供しなければならぬ。此出來得る限りの最低なる生産費と云ふものは利子を含まざるものである。消耗したる資本財の價格にして銷却せらるゝ限り依然として生産は繼續せられ得る。多數の企業者の中には自己の資本を有せず、利子を支拂ふべき立場にあるものがある。否、典型的企業者はすべて他人の資本を運用するものであると云ひ得る。然れども、自己の資本を運用する企業者は常に必ず存在し、而してそれは所謂限界的企业者即ち、最高生産費に於て生産する人々の間にも存在する。その立場は利子を全く含まざる生産費に於て競争にたへ得べきものである。かくて停止静態に於ける最高生産費はこれらの人々に關する限り利子を含まず、利子を加算しながらは此最高生産費以下の生産費に於ては生産を繼續し得るものはこれらよりも優越なる地位に立ち、割合に小なる生産費を以て經營する企業者のみである。第二。此最高生産費は地代を含むかと云ふに、それは決して必然的ではない。生産が最悪の土地を利用して營まるゝ限り生産のために何等の地代を要せざる筈である、而して、最高の生産費を要する企業にありては、必然的にと云ひ得ざるまでも、多くは此最悪の土地が利用せられて居る。従ひて最高生産費は地代を含まず、たゞ最悪の土地以上の土地を利用

する場合にのみ地代が企業家的立場から生産費の中に加算せらるゝを要する。要するに供給者側の競争に於て最高生産費を要するものゝ生産費は地代を含まぬ。第三。利潤に就いて事柄更に單純である。企業者の勞働に對する報酬即ちある意味の勞銀としての利潤は勿論生産費中に含まれざるを得ぬ。それが價格の中に支拂はれざる時は、生産がやがて中絶する。然れども固有の意味に於ける利潤は企業者間に競争が行はるゝ限り消滅する、從ひて、停止靜態に於ける最高生産費は之を含み得ざるものである。

かくて價格を決定するところの最高生産費は勞銀と消耗せられたる資本財の價格との二者を含む。然れどもこの後者もまた分拆を要する。今最終生産物 A_n が最初の生産財 A_1 より A_2 A_3 A_4 ……等の段階をへて生産せられるとする。 A_1 の生産せらるゝための勞働の費用即ち勞銀を L_1 とし A_2 のそれを L_2 A_3 のそれを L_3 ……等とし A_{n-1} から A_n の生産せらるゝ爲に費さるゝ爲に費さるゝ費用を L_n とする。然らば

$$A_n = L_n + A_{n-1}$$

$$A_{n-1} = L_{n-1} + A_{n-2}$$

…

$$A_3 = L_3 + A_2$$

$$A_2 = L_2 + A_1$$

$$A_n = L_n + L_{n-1} + \dots + L_3 + L_2 + L_1, \quad A_1 = L_1$$

右の如き關係よりして、Aの價格はあらゆる生産段階に於てこれが生産に費されたる勞銀の總額に相等しきこととなる。その他の中間生産物についても亦同じく、其價格は、その仕上げまでに費され勞銀の總額に相等しい。畢竟最高生産費中の第二要素即ち消耗せられたる資本財の價格と云ふものはこれが生産のために費されたる勞銀の總和によりて決定せられる。かくて最高生産費の二の要素は共に財の生産の爲に費されたる勞銀に外ならぬこととなる。價格が最高生産費によりて決定せられると云ふことは價格が全然勞銀によりて決定せられると云ふことである。私はこの主張に對して、價格の勞銀說又は價格勞銀說 (Preislohntheorie) と云ふ名稱を與へる。

價格が生産費によりて決定せられると云ふ法則にも、此生産費を如何なる生産費(たとへば最低生産費、最高生産費、又は平均生産費など)と見るかによりて、種々なる色合が分れる譯である。これらの點は如何ともあれ、此法則を稱して費用の法則又は價格の費用法則 (Kostengesetz, Produktionskostengesetz, Kostprinzip) と云ふ。費用の法則の作用が十分に營まるゝ限り價格は勞銀によりて定まる、停止靜態にありてまさに此十分なる、姿が認められる。かくて停止靜態的價格は勞銀價格(勞銀のみを含む價格と云ふ意味に於て)である。

三、勢 力 說

私の價格説は免償價值説であり價格勞銀説であると共に究極に於て勢力説である。此最後の點を少しく説明したいと思ふ。

普通の考へから云へば價格は需要と供給との相應する點に於て定まる。賣手買手それらの間に自由なる競争さへ營まるれば價格が云はゞ自ら決定せられる。従ひて社會的勢力關係の作用し得る餘地は全くないやうに思はれる。併しながら私思ふにさうではない。價格は畢竟勢力關係の一表現に過ぎぬ。これは需給の事情によりて價格の動き得る上下の限界が限られ、其間の如何なる點に於て定まるか、所謂駈引即ち價格闘争によると云ふだけの主張ではない。私は更に進んで廣き範圍に勢力の作用を見る。

賣手の提供し得る最下の價格限界は其財の免償價值にありと云ふ。然れども、これによりて供給の狀況従ひて供給曲線がすべて全然一義的に決定せられたりと見るべき理由はない。第一。免償價值は賣手の大體の腰の据ゑ所を定むるまでのことである。従ひて、若し出來うべくば、此免償價值よりも更に高き價格に於て、賣らむことを求める、これが可能なりと見る時には供給曲線は xy によりて定めらるゝこととなる。獨占の場合は云ふまでもなく獨占でなくとも供給の數量が需要の數量に足らずと思はるゝ場合に於て明に亦然り。其外の場合にてもこれはあり得ることである。第二。賣手の免償價值が價格の最下限をかぎると云ふはたゞ相對的にのみ眞で

ある。兎に角賣手自身にとりての使用價值が零である以上は、彼は如何に安くとも之を賣らなければならぬ。従ひて、場合によりては免償價值よりも遙に低く供給せらるゝことあるべきである。これらの事情を綜合して考ふる時は、供給曲線そのものが極めて可能的のものにして、所謂免償價值に於て定まると云ふはある特定の事情に於てのみである。

買手の側に就ても同様なる事情がある。第一。彼にとりては其價格の最上限を定むる免償價值と云ふものが大體市場の狀況の反映として定まるものであるが故に極めて動き易き性質を持つ。各免償價值に於ける需要數量は使用價值によりて大體一定して居るやうであつても其實然らず。私共に略ぼ同様の効用を與ふる財の種類は極めて多い、實際買取らんと選まるゝのは其中の一部にすぎず、此選擇には著しき偶然性を伴ふ。従ひて價格の動き如何によりては需要の數量が豫定し得られざる姿に變動し得る。要するに需要の曲線は思ふに、從來考へらるゝ如く單純なるものではない又、供給の狀況如何によりては需要曲線そのものが涵論論¹に於て定められうること前述の場合と趣を同じくする。第二。免償價值が買手の最高價格を決定する（普通の考方からすれば使用價值が之を決定する）。

併しながらこれも極めて相對的意義に於てのことである。

(a) 生産財に就いて見るに、普通免償價值によりて需要の數量を定むるのは普通の利子地代利潤

の計算の仕方を眼中に置いての事である。然れども、生産者は大抵の場合、生産財をば買ふと買はざるとの自由を有せず、従ひて著しき高價に於ても買入れざるを得ざる場合がある。(b) 享樂財に就いて見るに、多くの場合効用あるが故に一定の價格を支拂ふに非ず一定の高き價格を支拂はざるを得ざるが故に、これにそれ丈けの効用を見積る。此場合需要曲線が價格そのものに従ひて動く。奢侈品の場合に於て特に然り。

價格が賣手買手雙方の見積る免償價值の間に定まると云ふのもある事情の下に於ての事である。現在の企業者をして現在の仕掛けの企業を持続的に營ましめ得る爲には、即ち現在の各企業の根抵が覆へらざるが如き持續的通常狀態としては(かりにこれを usual state と云ふ)價格が此間に定まると云ふまである。價格が最高生産費従ひて勞銀によりて定まる時には靜態に於てある。即ち正常狀態(normal state)としては價格が勞銀によりて定まる。而して價格が正常狀態にありて勞銀により決定せらるゝか通常狀態にありて免償價值の間に定まるか、異常狀態にありて其外に定まるかを決定するものは一に勢力關係である。

此事を他の方面から云ひ表はす。後に説くが如く、價格は需要供給の相均衡する點に定まると云ふ。然れども免償價值が需給の曲線を決定するのは決して一義的ではない、進みて云へば需要の曲線供給の曲線がたゞ一個づゝ存在すとは云ひ難く、その複數のものがあると云ふべきであら

う。而して其何れが作用するかは専ら勢力關係によると云ふべきであらうと信ずる。此點別に詳論を要する。

勢力關係に於ける對等的地位の存立すると否とを如何にして判斷し得るか。私は任意に増加し得られざる財について考察することを後の仕事とする、而して任意に増加し得らるゝ財のみに就いて考へる。對等の状態は買手相互、賣手相互の競争が十分に行はるゝ姿であり、從ひて價格が勞銀によりて決定せらるゝ姿である。價格が此點以下に下る時は賣手が劣勢にして買手が優勝の地位にある。價格がその點以上に上る時は賣手が優勝の地位にありて買手が劣勢にある。雙方の競争が自由なる限り從ひて其一方が他方をば自己の意志によりて左右し得ることなき限り、價格は勞銀のところ定まる以外何等の道なきが故である。かくて費用以上の収益は専ら優勝の地位に基きてのみ存する。賣手が對等以上の地位にある時、彼は勞銀以上の價格に於て賣り、從ひて餘剰の収益を得る。之を添加収益又は積極的餘剰と云ふ。數多の供給者の中には、最高生産費以下に於て生産し得るものがある。彼は費用の節約によりて収益を得る。それは節約収益又は消極的餘剰である。彼は自己の費用以上に賣り得る意味に於て優勝の地位に居るものと見られ得る。たゞ此優勝の地位はもと生産に於ける優勝の地位に基けるものである。すべてこれらの優勝の地位を一括して如何なる名稱を與ふるかは自ら別の問題である。これを稱して獨占と云ふも又は多

占乃至準獨占と云ふも (Monopol, Polypol, Monopoloid) 其指示する所は一である。

勢力關係を決定する所以の社會的勢力は何ものであるか。私は謂ふに、それに二種がある、一は即ち經濟的勢力にして他は即ち經濟外的なる社會的勢力である。前者は財の獲得のためにする自己の意志が相手の同様なる意志を左右し得る能力にして、後者は財の獲得を離れこれとは獨立に相手の意志を左右し得る能力である。前者は要するに交換の相手に對する強みである。而して此強みは何よりも先づ賣手又は買手同志の間にどれだけ競争をなす必要ありやによりて定まる。

競争の最も完全に行はるゝ時、其腰は最も弱く、競争をなす必要なき時に其腰は最も強い。雙方の腰の最も弱き時彼等は云はゞ對等の地位にある。

普通の事情の下にありては、經濟的勢力の強弱關係のみが價格を左右するが如くに見ゆる。然れども、社會的勢力の影響もまた決して看過することは出來ぬ。社會的勢力の新たなる強制は價格を上の方に推し上げ、又は推し下げて經濟的勢力の均衡作用を攪亂することが出来る。日常にありては、前者の作用が固定的なるが故に、之を前提とする價格は常に經濟的勢力關係のみによりて變動するが如くに見ゆるけれども特別の場合には前者の作用そのものによりて、少くもある種の財の價格が變動する。戰時に於ける日用品が最高價格決定、最低賃金の決定の如きは之が一例に屬する。

要するに價格は免償價值によりて定まると云ふも、それは一定の勢力關係を前提としての事である。各企業者が其仕事を持続し得る如き經濟の循環を従ひて、云はゞ通常の勢力關係を前提としての事である。勢力關係が此範圍を越えて變動する時には、免償價值を越えて賣買せらるゝ事があり得る。

要するに價格は免償價值によりて定まると云ふも、それは一定の勢力關係を前提としてのことである。需給の關係によりて定まるとは云ふものゝ、此需要の數量供給の數量(或は需給の曲線)が多義的のものにして、従ひて價格の決定は勢力の關係にまつ外はない。このことは需要供給の分拆を試みる場合に明確となり得ると信ずる。

附言。私の價格理論はなほ限界効用説の上に仔細の吟味を加へたる上ならでは十分に其意味する所を明にしがたい。以上の立場を土臺として需給の法則を説き限界効用説を分拆することを來るべき機會に於て試みたいと思ふ。